



東京地方裁判所 事務局事務課長 (ビジネス・コート)

きたおか あや 彩 さん 北岡

プロフィール

裁判所事務官や書記官を経て、現在は東京地方裁判所の 事務局事務課長。4年10月に開庁した知的財産高等裁判所・ 東京地方裁判所中目黒庁舎(ビジネス・コート)の開設準備 のプロジェクトに携わった。

全国初のビジネス専門の裁判所が中目黒に完成

「中目黒にオープンしたビジネス・コートは、ビジネ スに関する訴訟や手続きを集中的に取り扱う、全国で初 めての裁判所です。特許等の発明や著作物などの知的財 産権にかかる紛争を扱う知的財産高等裁判所と東京地方 裁判所の知的財産権部、会社や法人、独占禁止法に関す る事件などを扱う商事部、事業の再生や破産手続きなど を扱う倒産部など、専門性が高い分野の職員が約200人 勤務しています」。

ビジネス・コートには、1日平均約300人の来所があ ると北岡さん。「中目黒に新庁舎を作る上で、大切にし た点は自然景観と調和すること。桜並木が美しい目黒川 に面しているため、桜などと建物の色彩がなじむように し、桜のモチーフや木材を使用しました。利用者の『広 くて、明るくて、きれい』という声や、開設時に実施し

利用できる裁判所に 親しみをもって ていきたいです





-番大きな301号法廷は大合 議法廷と呼ばれている 写真出典: https://www.courts.go.jp tokyo/vc-files/tokyo/2022/202210. photo-businesscourt.pdf

た地元住民の皆さんに向けた見学会での『法廷に初めて 入った』などの感想は、開設に携わった者としてとても 印象に残っています」。

利用者の期待に応える新しい裁判所へ

「ビジネスに関係する部署を集約し、相互に連携するこ とができるビジネス・コートでは、専門的な知見を踏ま えた、質の高い裁判を行っています。また、オンラインで の会議や書面提出も可能にし、デジタル化によるスピー ディーでアクセスが容易な審理運営を図っています。併 せて、国際的な会議の開催など国際的な情報発信を進め、 利用者の期待に応える新しい裁判所を目指しています」。

協力なくしては完成しなかったビジネス・コート

「私は、昨年4月からビジネス・コートの開設準備に 携わりました。新たな裁判所を開設するという大きなプ ロジェクト。関係部署と連携・協力し、円滑にオープン できた時の喜びは大きかったです。このプロジェクトに 携わるようになって、改めて中目黒って素敵なまちだな と思いました。コンパクトなエリアの中に、飲食店、雑 貨店、オフィスビル、公園、閑静な住宅街がある。いろ いろな顔がある本当に面白いまちだと感じます」。そん な北岡さんは、目の前にある田楽橋からの中目黒の夜景 を見て、ほっと一息つくこともあるのだそう。

「このビジネス・コートをオープンする上で、近隣の 皆さんには大変ご協力いただきました。目の前の広場は 季節の草花もあり、自由に往来もできます。また、原則 として、裁判は自由に傍聴することができます。ぜひ親 しみをもって、このビジネス・コートを利用していただ けるとうれしいです」。

製品プラスチックの 資源回収が始まります

週清掃リサイクル課計画普及係(■5722-9883、Ⅲ5722-9573)

ごみの減量や二酸化炭素の発生抑制を図り、持続可能な循環型社会 の構築を目指すため、現在燃やすごみとして収集している製品プラス チックを、7月から資源として回収する予定です。詳細は、今後区報

新たに資源として回収する製品プラスチック

全てがプラスチックでできている、一辺がおおむね30㎝

文具、おもちゃ(定規、クリアホルダー、ブロックのおもちゃ、 CDほか)

台所用品(保存容器、コップ、スポンジ、食器、スプーンほか) 日用品(バケツ、ハンガー、歯ブラシ、プランター、くしほか)



出し方

プラスチック製容器包装とまとめて 中身が見える袋に入れて出してくだ さい

回収日

資源回収の日(週1回)に、集積所で、 回収します。回収日の変更はありま せん





7月から、プラスチックならなんでも資源回収の日に出せる



出せないものもあるから注意してね!

次のものは出せないよ。

- ●金具・ねじ・電池などプラスチック以外の 素材が含まれるもの
- ●一辺がおおむね30cm以上のもの
- ●汚れが落とせないもの
- ●リチウムイオン<mark>電池、モバイ</mark>ルバッテリ− 電子・加熱式たばこほか
- ●カミソリ、ライター、注射器、ビデオテープほか





詳細は区Ⅲ(コード●) を見てね



危険!特に注意

週清掃リサイクル課計画普及係(₹5722-9883、図5722-9573)

製品プラスチック回収に関する疑問や質問をお寄せください

ハガキ・Eメールに、聞きたいこと、住所・氏名(ニッ クネーム可)・年代を書いて、広報課区報係(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、**【**5722-8674、⊠kohob osyu@city.meguro.tokyo.jp)へ。いただいた質問などか ら、ゴミラスが選んで回答します。



| 今号からしばらく | 製品プラスチック